

義務教育費国庫負担制度の充実と教育関連予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超過勤務・多忙化の解消が不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした新たな日常に対応するためにも、少人数学級の実現が早期に求められます。

令和3年3月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査では、令和元年度の要保護・準要保護率は、全国では14.71%で約7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い19.10%で約5人に1人となっており、依然として厳しい実態にあります。

よって、国におかれましては、義務教育費国庫負担制度の充実と教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣